

碧南市宮宮下住宅建替事業（第三期管工事）

発注説明書

碧南市

下記工事において、発注説明書を提示する。

1. 工事名 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期管工事）
2. 工事場所 碧南市半崎町地内
3. 工事監理 碧南市
4. 事後保障 碧南市契約規則（碧南市公共工事請負契約約款）及び特記仕様書による。
5. 工事契約 碧南市契約規則による。
6. 配布図書
 - (1) 設計図面 23枚（表紙とも A3判） ダウンロードとする。
 - (2) 設計書（参考数量書） ダウンロードとする。
7. 工事期間
 - (1) 工事着手 令和2年 2月26日（水）
 - (2) 工事完了 令和2年10月30日（金）
8. 質疑回答
 - (1) 書面により質疑の受付をします。
質疑のない場合は、提出の必要はありません。
 - (2) 質疑書は A4判、質問の様式は自由とし、宛先は碧南市長宛とする。また通し番号をつけ、会社名及び記入者を明確にしておく。
 - (3) 質疑書の提出・回答は下記による。
 - ア 質疑書 提出日時：令和2年1月30日（木） 午前9時から
令和2年1月31日（金） 午後5時まで
提出場所：碧南市総務部資産活用課契約検査係
注意事項 勤務時間における受付は、午前9時から正午まで
及び午後1時から午後5時までとします。
 - イ 回答書 閲覧日時：令和2年2月6日（木） 午後1時より
質疑回答書は、市庁舎内総務部資産活用課の指定場所にて閲覧することができます。
9. 工事金支払条件
 - (1) 碧南市契約規則による。
 - (2) 前金払いは、碧南市公共工事の前金払及び中間前金払取扱規程による。
 - (3) 令和元年度の前金払い及び出来高払いはなしとする。
10. 関連工事
 - (1) 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期建築工事）
 - (2) 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期電気設備工事）
 - (3) 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期駐車場整備工事）（予定）
 - (4) 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期外構整備工事）（予定）

- (5) 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期道路整備工事）（予定）
- (6) 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期屋外管工事）（予定）
- (7) 碧南市営宮下住宅建替事業（第三期屋外電気工事）（予定）
- (8) 碧南市営宮下住宅建替事業（集会所・包括支援センター建築工事）（予定）

1 1. 工事現場の特定元方事業者

本事業は2以上の請負業者が同一場所において作業することとなるため、本事業の特定元方事業者については建築工事請負業者とし、協議組織の設置及び運営を行うので、協力すること。また、元方事業者において作業間の連絡及び調整を行い、工事全体の災害防止協議会を設置するので協力すること。なお、期間は工事目的物の完成引渡しの終了する日までとする。

1 2. 官公庁その他への手続き

- (1) 工事施工上に必要な諸手続き、特定施設設置届、仮設用電力、仮設用給水の引き込み手続き（請負者において仮設用水道メーターを設置し、費用負担とすること）、道路、その他他人管理の土地使用の手続き等は一切請負業者において行い、その費用を負担すること。
- (2) 着手前に既設状況を確認し、破損等における損害を与えた場合は、請負業者にて復旧し、その費用を負担すること。

1 3. 工事に対する厳守事項

- (1) 各工事に伴い関係法令を厳守するとともに、各種安全対策を十分に行い、工事を施工すること。
- (2) 工事に先立ち仮設計画を行い、付近住民等の安全及び構内の安全に十分留意し工事の施工を行うこと。
- (3) 工事に関連し資材及び土砂搬出等における車両が多く見込まれる期間については、関連工事業者間において調整し、ガードマン等を設置し周辺の安全に努めること。
- (4) 資材等の搬入については、監督員と十分な協議のうえ付近住民等の安全及び、構内の安全に配慮した搬入路を確保し安全施設を確保すること。
- (5) 工期については、関連工事と調整を行うとともに、各社協調し現場内及び周辺の安全に努めること。
- (6) 工事車両の駐車については、請負者において駐車場を確保すること。特に付近住民の安全に支障をきたすような路上駐車等は決して行わないこと。
- (7) 工事の進捗について、材料承認、施工・承認図及び計画書等は書面にて事前に提出し、監督員の承認を得ること。また、躯体埋め込みなどに関する工事については、検査を受け、合格後でなければコンクリート等の打設を行わないこと。

1 4. 第三者の損害防止

- (1) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については請負者において一切を処理、

解決し、その費用を負担すること。

(2) 工事中は付近の構造物、道路、地下埋設物などに損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音、振動等に際しては公害防止条例その他の法律、規程に従い十分な養生及び防止策をすること。

(3) 万一第三者の生命、財産に損害が生じた場合、及び第三者との間に紛議を生じた場合は、請負者において処理解決し、その費用を負担すること。

1 5. 火災保険等

工事目的物を火災保険等の保険に加入すること。

1 6. 関連工事との調整及び協調

関連工事の作業通路、足場、資材置場及び作業所等の確保については、関連工事業者間で調整し、監督員と協議の上、速やかに協力すること。

また、関連工事の作業内容を十分に理解し、事業として全体工程調整及び協調をはかること。

1 7. 地場産業及び地元消費材の採用

(1) 地場産業製品を可能な限り採用するよう努めること。

(2) 資材及び消耗品等については、地元業者より購入を配慮するよう努めること。

1 8. 工事状況等の案内板等の設置

現状の工事状況を（毎日、毎週、月間等）案内板に表示し、また、工事の予告をするなどして、工事に対する付近住民の理解を得るよう努めること。

1 9. その他

現地については、各業者にて確認することとする。